



1. 台東区障害者就労支援室

障害のある方への就労に関する相談と、就労後、安心して働き続けられる為の定着支援を目的とし、各関係機関と連携を図りながら就労面及びそれに伴う生活面の支援を行っています。また、企業の方からの障害者雇用相談も受け付けていますので、お問合せください。

■ 対象

台東区在住で一般就労を希望する身体障害者手帳もしくは愛の手帳、精神障害者手帳をお持ちの方及び医師の診断書により発達障害などの診断をされた方（手帳未取得者）で15歳以上60歳未満の方とその家族

■ 利用方法

電話、FAX、Eメールで相談の予約をしてください。

■ 費用

利用相談についての費用はかかりません。（ただし、交通費や食費などの雑費は自己負担）

■ 開室時間

月曜日から金曜日の9時から17時まで（土曜・日曜・祝日・年末年始は休み）

☆ 問合せ

台東区障害者就労支援室

〒111-0036 台東区松が谷1-4-12 松が谷福祉会館6階

電話 (3847) 6431 FAX (3847) 6434

Eメール t-shien@jcom.home.ne.jp

ホームページ <http://care-net.biz/13/tubasa/shien.php>

2. 就労定着支援

生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を利用して、通常の事業所に新たに雇用された障害者の就労の継続を図るため、企業、障害福祉サービス事業所、医療機関等との連絡調整を行うとともに、雇用に伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での各般の問題に関する相談、指導及び助言等の必要な支援を行います。

■ 対象

就労移行支援等を利用した後、通常の事業所に新たに雇用された方であって、就労を継続している期間が6か月を経過した障害のある方

■ 費用

原則、サービスにかかる費用の10%（住民税非課税世帯、生活保護世帯は無料）

※所属世帯の課税状況等により、月毎の上限額、減免制度が設けられています。（P23）

■ 申請方法

障害福祉サービスの利用手続き（P21）をご覧ください。

☆ **問合せ**

身体障害・知的障害のある方

障害福祉課 区役所2階10番窓口

電話 (5246) 1202～3 FAX (5246) 1179

精神障害のある方・難病患者等

台東保健所 保健予防課 精神保健担当

電話 (3847) 9405 FAX (3841) 4325

3. 自立生活援助

居宅における自立した日常生活を営む上での各般の問題につき、定期的な巡回又は随時通報を受けて行う訪問、相談対応等により、障害者の状況を把握し、必要な情報提供及び助言並びに相談、関係機関との連絡調整等の自立した日常生活を営むための環境整備に必要な援助を行います。

■ **対象者**

1. 障害者支援施設もしくは共同生活援助を行う住居等を利用していただ障害のある方
2. 居宅において単身であるもしくはその家族と同居している場合であっても、当該家族が障害や疾病等のため居宅における自立した日常生活を営む上での各般の問題に対する支援が見込めない状況にある障害のある方

■ **費用**

原則、サービスにかかる費用の10%（住民税非課税世帯、生活保護世帯は無料）

※所属世帯の課税状況などにより、月毎の上限額、減免制度が設けられています。（P23）

■ **申請方法**

障害福祉サービスの利用手続き（P21）をご覧ください。

☆ **問合せ**

身体障害・知的障害のある方

障害福祉課 区役所2階10番窓口

電話 (5246) 1202～3 FAX (5246) 1179

精神障害のある方・難病患者等

台東保健所 保健予防課 精神保健担当

電話 (3847) 9405 FAX (3841) 4325

4. 就職の相談

1. **ハローワーク上野（上野公共職業安定所）**

障害のある方について専門の窓口を設けています。

- ① 求人・求職の受付
- ② 職業相談・職業指導・職業紹介・職場適応指導
- ③ 職業訓練受講の相談・受付
- ④ 雇用保険受給の手続き
- ⑤ 障害者就職面接会の開催

※手話通訳による相談日もあります。（月1、2回程度）

☆ **問合せ**

ハローワーク上野（上野公共職業安定所）専門援助第二部門

〒110-8609 台東区東上野4-1-2

電話 (3847) 8609 部門コード43#

FAX (3847) 8638

2. 東京障害者職業センター

■ 障害のある方への支援

- ① 職業相談・職業評価
- ② 職業準備支援
- ③ 職場適応支援

■ 障害のある方、事業主双方への支援

- ① ジョブコーチ支援
- ② リワーク支援

■ 事業主への支援

- ① 障害のある方の雇用管理などに関する相談及び支援
- ② 雇用管理サポート講習会

■ 関係機関への支援

- ① 職業リハビリテーションに関する技術的な助言・援助

☆ 問合せ

東京障害者職業センター

〒110-0015 台東区東上野4-27-3 上野トーセイビル3階

電話 (6673) 3938 FAX (6673) 3948

リワークセンター東京 (リワーク支援のみ)

〒111-0041 台東区元浅草3-18-10 上野NSビル7階

電話 (5246) 4881 FAX (5246) 4882

5. 職業訓練

1. ハローワーク上野 (上野公共職業安定所)

職業訓練受講の相談・受付をしています。

☆ 問合せ

ハローワーク上野 (上野公共職業安定所) 専門援助第二部門

〒110-8609 台東区東上野4-1-2

電話 (3847) 8609 部門コード43#

FAX (3847) 8638

2. 東京障害者職業能力開発校

■ 対象

職業能力開発センター (校) の一般科目で職業訓練を受けることが困難な身体、精神・発達、知的障害のある方

■ 訓練内容

能力に応じた技能と基礎知識を身につけ、訓練修了者には就職支援を行う。

■ 科目

ビジネスアプリ開発科、ビジネス総合事務、グラフィックDTP、ものづくり技術、建築CAD、製パン、調理・清掃サービス、オフィスワーク (以上、身体障害者・精神障害者・発達障害者対象)、職域開発 (精神障害者・発達障害者対象)、就業支援 (身体障害者・精神障害者・発達障害者対象)、実務作業 (知的障害者対象)、OA実務 (重度視覚障害者対象)

■ 期間

1年 (4月入校)。調理清掃サービス科、オフィスワーク科、職域開発科は6カ月 (4月、7月、10月、1月入校)。就業支援科は3カ月 (4月、7月、10月、1月入校)

■ 費用

授業料と教科書代は無料。ただし資格試験の受験料は自己負担。

☆ 問合せ

東京障害者職業能力開発校

〒187-0035 小平市小川西町2-34-1

電話 042 (341) 1427

FAX 042 (341) 1451

3. (公財) 東京しごと財団 障害者就業支援課

① 総合コーディネーター事業

ハローワークや地域の障害者就労支援機関、企業等の関係機関と連携して、障害のある方の一般就労に向けた普及啓発から就業相談、企業とのマッチング、職場定着までの各種事業を行います。

② 東京ジョブコーチ支援事業

障害のある方が就職し、新しい職場で円滑に働き続けることができるように、また雇用する企業がスムーズに受け入れられるよう、都独自の「東京ジョブコーチ」が訪問し、障害者の作業支援職適応や職場内の環境調整など職場定着に向けた支援をします。

③ 障害者委託訓練事業

ハローワークと連携し、障害のある方が仕事をする上で必要な知識や技能を身につけるため、企業をはじめ社会福祉法人、NPO法人、民間教育訓練機関等、地域の様々な機関を活用した短期の職業訓練を実施します。

(1) 知識・技能習得訓練コース（パソコン基礎・応用、清掃、軽食喫茶業務など）

(2) 障害者向け日本版デュアルシステム（事務作業に必要なパソコン操作と職場実習など）

(3) 実践能力習得訓練コース（事務補助作業、清掃など）

(4) e-ラーニングコース（都内在住で通所困難な障害者等が対象。Web制作実践講座など）

(5) 在職者訓練コース（雇用継続に必要なパソコンスキルアップなど）

④ 障害者就業支援情報コーナー（東京しごとセンター5階）

障害者雇用を検討している企業の皆様や就職を希望する障害のある方等に、職場体験実習や東京ジョブコーチ支援事業、障害者委託訓練事業等の紹介、その他必要な情報を提供しています。（職業紹介はしていません。）

☆ 問合せ

(公財) 東京しごと財団 障害者就業支援課

〒102-0072 千代田区飯田橋3-10-3 東京しごとセンター8階

電話 (5211) 2681 FAX (5211) 5463

URL <https://www.shigotozaidan.or.jp/shkn/>

4. 東京都重度身体障害者在宅パソコン講習事業

■ 対象

都内在住、外出困難で、情報処理の在宅学習に意欲があり、高校卒業程度の学力を有する身体障害者手帳1～3級の人（1日4～6時間、週4日以上学習できる人）

■ 訓練内容

就職に必要なコンピュータの基礎知識をインターネットなどにより習得し、コミュニケーションや在宅就労を促進する。講習期間2年。年間60,000円

☆ 問合せ

社会福祉法人 東京コロニー 職能開発室

〒170-0005 豊島区南大塚3丁目43-11 福祉財団ビル6階

電話 (6914) 0859 FAX (6914) 0869

5. あんま・はり・きゅう師資格養成事業

■ 対象

① 都内に原則1年以上居住しており義務教育を修了した15歳以上で、身体障害者手帳をお持ちの視覚障害者か将来失明の恐れのある人（盲学校在学者を除く）

② 修了後、修得技術を活用して自立できる人

■ 訓練内容

ヘレン・ケラー学院高等課程（5年）であん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師になるための学術・技術を習得。授業料無料、教材費は自己負担

■ 申込み

毎年1月までに障害福祉課及びヘレン・ケラー学院に申し込む。

☆ 問合せ

台東区役所 障害福祉課 2階10番窓口

〒110-8615 台東区東上野4-5-6

電話 (5246) 1202~1203 FAX (5246) 1179

ヘレン・ケラー学院

〒169-0072 東京都新宿区大久保3-14-20

電話 (3200) 0525 FAX (3200) 0608